

第十一条 参加

1 センターは、センターの目的に関する共通の関心に基づいてセンターとの協力を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国の参加を奨励する。

2 この協定に規定するセンターの活動への参加を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国は、参加を希望する旨の通告をセンターに送付することができる。センターの所長は、政府、ユネスコ及びセンターの活動への参加の意思を通告した加盟国に対し、その通告を受領した旨を通報する。

第十二条 責任

ユネスコは、センターがユネスコから法的に独立していることから、センターの作為又は不作為に対して法的に責任を負わないものとし、また、いかなる訴訟手続の対象にもならず、及び財政上その他のいかなる責任も負わない。ただし、この協定に明示的に定める場合は、この限りでない。

第十三条 評価

1 ユネスコは、次の事項を確認するため、いつでもセンターの活動についての評価を実施することができる。

(a) センターが、ユネスコの計画及び予算（C／五文書）の四年の計画期間に沿ったユネスコの戦略的な計画の目的及び所期の結果（ユネスコの二の世界的な優先事項並びに関連する分野又は計画の優先事項及び課題を含む）に重要な貢献を行っているか。

(b) センターが実際に遂行する活動が、この協定に規定する活動に合致しているか。

2 ユネスコは、この協定の見直しを行うため、日本国の関係法令に従い、ユネスコの戦略的な計画の目的に対するセンターの貢献に関する評価（センターが当該評価に充当される年次予算の範囲内で資金を供与するもの）を行う。

3 ユネスコは、政府に対し、実施した評価に関する報告書ができる限り速やかに提出することを約束する。

第十四条 ユネスコの名称及びロゴの使用

1 センターは、ユネスコとの協力関係について表示することができる。したがって、センターは、センターの名称の前に「ユネスコの賛助する」と表示することができる。

2 センターは、ユネスコの管理機関が定める条件に従い、ユネスコのロゴ又はこれを用いて作成されたロゴをセンターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書（電子的な文書及びウェブページを含む）に使用することを認められる。

第十五条 効力発生

この協定は、両締約者がこの協定に署名した時に効力を生ずる。二十年協定は、この協定によって代替される。

第十六条 有効期間

この協定は、効力発生から六年の期間について締結される。この協定は、ユネスコ事務局長が提供する更新のための評価の結果に基づいてユネスコの執行委員会が意見を述べた後、政府とユネスコとの間の合意によって更新される。

第十七条 廃棄

1 政府及びユネスコは、この協定を一方的に廃棄することができる。

2 廃棄は、政府又はユネスコが他方の締約者に送付した通告の受領の後百八十日以内に効力を生ずる。

第十八条 改正

この協定は、政府とユネスコとの間の書面による合意によって改正することができる。

第十九条 紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する政府とユネスコとの間の紛争は、両締約者間の協議によって解決する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年十二月六日パリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
山田滝雄

国際連合教育科学文化機関のために
オドレー・アズレー

○文部科学省告示第二百三十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の五（同令第七十九条、第七十九条の八第一項、第八十九条第二項、第四百四条第一項、第四百三十一条第三項、第四百三十五条第二項及び第四百三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項に規定する教材の使用について次のように定める。

平成三十年十二月二十七日
文部科学大臣 柴山 昌彦

第一条 学校教育法第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に基づき、同法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この条及び次条において「教科用図書」という。）に代えて同法第三十四条第二項に規定する教材（以下「教科用図書代替教材」という。）を使用するに当たっては、次の各号に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

一 教科用図書を使用する授業と教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。また、当該教育課程において教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一を満たさないこと。

二 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業は次に掲げる基準を満たすものであること。

イ 児童又は生徒が一人につき一冊の当該教科用図書を使用することができるようにしておくこと。

ロ 児童又は生徒が一人につき一台の電子計算機において当該教科用図書代替教材を用いること。

ハ 採光及び照明を適切に行うことその他児童又は生徒の健康を保護する観点からの適切な配慮がなされていること。

ニ 電子計算機その他の機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること。

三 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導方法の効果を把握し、当該指導方法の改善に努めること。

第二条 学校教育法第三十四条第三項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に基づき、教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用するに当たっては、前条各号（第一号後段を除く。）に掲げる基準に加え、次の各号に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

一 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導において、児童又は生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から、当該児童又は生徒に係る学校教育法施行規則第五十六条の五第三項各号に掲げる事由に応じた適切な配慮がなされていること。

二 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一以上となる場合には、児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

第三条 前二条の規定は、学校教育法附則第九條第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により学校教育法施行規則第八十九条第一項、第四百三十一条第二項又は第四百三十九条第一項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。